

みやき町で保育士、幼稚園教諭として働きませんか？

みやき町保育士等人材確保促進事業助成金のご案内

みやき町では、教育・保育の人材確保及び本町の子育て支援に長く携わっていただくことを目的として、令和元年度より町内の教育・保育施設等に保育士、幼稚園教諭として就労する方へ養育支援金および新規就労支援金を支給します。

《対象者》

保育士資格または幼稚園教諭免許を持ち、みやき町内の保育園、幼稚園、小規模保育施設等で月120時間以上の勤務を行う方

《助成金の種類等》

	養育支援金	新規就労支援金
支給条件※1	上記対象者のうち、未就学児と同居し養育している方	上記対象者のうち、平成31年4月1日以降に新しくみやき町で就労し、みやき町に住所を有する方※2
支給金額	1世帯につき月額1万円 ※みやき町外に住所を有する方は月額5千円	月額1万円
支給期間	末子が6歳に到達する年度末まで	就労を開始した月から36月間

※1 就労した期間が6か月未満の方は、助成対象となりません。

※2 就労開始の時点で町外にお住まいの方でも、就労を開始した日から90日以内にみやき町に転入される方は助成対象となります。

《申請方法・提出書類》

以下の必要書類をご準備の上、就労を開始した日から90日以内に下記提出先までご提出ください。（就労を開始した日から90日を超えて申請された場合は、申請月から助成対象となります。）申請書は子ども未来課（児童館）で配布しています。また、みやき町ホームページからもダウンロードできます。

- ① 受給資格認定申請書（様式第1号）
- ② 雇用契約の内容がわかるものの写し
- ③ 保育士資格、幼稚園教諭免許を有することがわかる書類の写し
- ④ 世帯全員の住民票（養育支援金を申請される方で、みやき町外にお住まいの方のみ）
- ⑤ 誓約書（様式第2号）

※申請書提出後は審査ののち、認定（却下）通知書をお送りします。

助成金のお支払い時期や方法については、認定者へ後日お知らせします。

申請様式や要件の詳細については、ホームページをご覧ください！

【問い合わせ先・申請書提出先】

みやき町 民生部 子ども未来課 子ども福祉担当
〒849-0113 みやき町大字東尾 6436-4（児童館）
TEL：0942-89-4097 FAX：0942-89-4098

